

平成17年10月11日

各 部 ・ 課 長 殿

笠岡市長 高 木 直 矢

平成18年度予算編成について（通達）

最近の我が国の景気は緩やかな回復を持続し、その影響が企業部門から家計部門へ波及しつつあるとの見方があるものの、原油価格の高騰や世界的な金利動向が経済に与える影響など、景気の先行き不安は依然、払拭できていない状況である。国、地方の財政は公債費の増加等、依然として厳しい状況にあり、本市においても、「三位一体の改革」により未曾有の財政危機が続いている。

このような状況の中で、本市の主要な財源である地方交付税については、『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005』において、「国の歳出の見直しと歩調を合わせて、地方歳出を見直し、抑制する等の改革を行う」とされていることから、平成17年度に引き続き、18年度も大幅な減少を見込んでいる。こうした状況に対応するため、「笠岡市財政健全化計画」を、経済情勢の変化や国の地方財政対策、具体的方策の達成状況等の結果を踏まえ、全職員の認識のもとに、計画の見直しを行ったところである。そして、早急に財政健全化計画の具体的方策を着実に実施し、安定した行財政運営と確固たる財政基盤を確立する必要がある。

一方、「みんなで築く生活元気都市」を目指すべき都市像とする第5次振興計画は、平成18年度が5年度目となり、本市の特性を生かしながら、引き続き市民の視点に立ち、市民の行政への参画により、市民が元気で生活することができるまちづくりを進めなければならない。

平成18年度の予算編成にあたっては、各部署の予算編成に対する積極的な取組と創意工夫が不可欠となるため、引き続き、一般財源の「枠配分方式」を採用することとし、部長権限の強化により主体的な施策の再構築を図りつつ、すべての事務事業についてゼロベース予算の考えで、前例にとられない自主的な見直しを行うこととする。

地方の生き残りが問われる競争の時代の中で、この危機的状況を乗り越えるために、引き続き職員全員の英知を結集し、市全般の均衡ある発展と市民福祉の向上に、そしてゆるぎない笠岡づくりと信頼される市役所づくりを目指して最善の努力をほらわりたい。

予 算 編 成 基 本 事 項

1 全般的事項

(1) 当初予算は、年間予算として編成すること。従って、年間の事業計画等を慎重に検討のうえ、適切な見積を行い、年間を通じて予見できる収入及び支出はすべて当初予算に計上すること。

(2) 平成18年度の前算要求基準は、次のとおりとする。

① 笠岡市財政健全化計画の基本方針に基づき、掲載している具体的方策の実施を図ること。また、引き続きゼロベース予算方式の考えにより、前例踏襲主義を改め、現行の事務事業を根本から洗い直して、行政全般を徹底的にゼロから分析し、事業の重点化、優先順位の高いものから実行に移すこと。

② 枠配分方式を引き続き採用する。歳入一般財源額を各部署へ配分し、その枠内での予算編成・査定権限と責任を各部長等へ移管する。各部署の自主性・自立性を高め、施策目標の達成に対する成果と責任の明確化を目標とする。

- ・一般財源配分対象は一般会計とする。一般会計以外の会計では、必要一般財源等が一般会計からの繰出金や負担金、補助金となることから、徹底的に一般会計の負担を圧縮すること。つまり、全会計にわたる節減が必要である。
- ・一般財源配分額の各部署間流用は可能とする。
- ・各部署枠配分額は、歳入一般財源総額から下記③～⑥に係る一般財源を除いた額とする。
- ・各部署への一般財源配分方法は、平成17年度当初予算に係る一般財源から特殊要因等を除いた「通常分」の額を基礎数値として按分を行う。
- ・企業部署、一部事務組合の所属部は、下記のとおりとする。

政 策 部	
総 務 部	市民病院事務局 経理課（水道会計分） 西南水道
市 民 部	西部衛生組合 西部環境組合 老人ホーム組合
建設産業部	
上下水道部	経理課（下水道会計分）
教育委員会	中学校組合
	会計課 議会事務局 行政委員会 地区消防組合

※部に属さない単独課は、見積課単位の配分とする。

③ 主要事業枠（H17：政策枠）

重点的に行わなければならない主要な事業は、「主要事業枠」として所要の一般財源について別枠で確保する。主要事業枠への採択は、笠岡市としての優先順位や重要性、事務事業評価結果等を考慮し、庁議に諮り市長決定とする。ただし、主要事業でも事業内容の見直しは必要であることから、確保される一般財源は、前年度実績見込額及び事業計画額の97%で低い方の額とする。

④ 政策・重点化枠（H17：重点化枠）

単年度のみの新規事業で、次のいずれかに該当するものを「政策・重点化枠」として採択し、所要の一般財源について別枠で確保する。

- ・分野を問わず市民参画協働事業であるもの
- ・人口減対策に関する事業
- ・環境に関する事業
- ・事務事業評価Aの事業

単なるばらまき補助や団体運営補助は対象外である。なお、政策・重点化枠一般財源総額は5,000万円以内とする。

広く各課から事業募集を行い、事業採択は、市長決定とする。

⑤ 特殊要因

義務的経費等や長期債務負担設定分は、削減が不可能な経費として「特殊要因」扱いとし、所要の一般財源について別枠で確保する。

特殊要因対象事業は下記のとおり。（特殊要因申請書は別紙P12参照）

義務的経費等	公債費 定年退職手当(退職手当準備基金積立金を含む)
	扶助費法定分 特別会計保険給付費法定分(一般計出ベース)
	他会計公債費(一般計出ベース) 他会計定年退職手当(一般計出ベース)
	県営事業負担金 単市選挙費
長期債務負担 設定分	償還助成利子補給 干拓負担金3事業
	教員住宅購入費 職員住宅賃借料

⑥ インセンティブ予算（予算報奨制度）

平成16年度予算に対し、担当課が平成17年度当初予算又は執行段階において行った創意工夫型節減額の一定割合を、一般財源枠配分額とは別に担当課に対し配分する。

ただし、「創意工夫型」が対象となり、外的要因による事業量減少や競争見積等による「結果型」は対象外となること。また、人件費、賃金、内部管理経費の削減は対象外とする。

この制度については、職員の節減意識の向上から、一定の目的を達成しており、平成18年度（平成19年度予算要求）では一時中止とする。（インセンティブ予算申請書は別紙P13参照）

- (3) 事務事業評価推進チーム会議へ提出した事務事業については、その評価結果によることとするが、評価Bとなったものはチーム意見による見直しが必要となっており、担当課の見直し結果を反映させること。
- (4) 市民要望の実施事業の選択にあたっては、市民生活に直結した緊急度の高い事業を優先し、実施手法・財源的な事業手法等を十分検討し、的確に応えうる施策の展開に努めること。なお、新規施策は、安易に単独事業とせず、補助事業等としての調査・検討を十分に行うこと。
- 一方、存続する意義の薄れた事業や投資効果の少ない事業については、積極的に廃止・縮小を行うこと。
- (5) 第5次笠岡市行政改革実施計画を着実に推進し、整合を図ること。
- (6) 第5次笠岡市振興計画との整合を図り、施策体系における位置付けを明確にすること。
- (7) 既定の事業計画等であっても、将来の財政運営との整合性を考慮し、長期的、総合的な展望の下に、単年度に財政負担が集中しないよう可能な限り平準化を図ること。
- また、事業実施に伴う後年度の財政負担を明らかにするとともに、新規施策はもとより、既存の事業についても可能な限り終期を設定すること。
- (8) 各事務事業について、民間との役割分担にも留意し、市の果たす役割を明らかにすること。
- (9) 従前の予算、決算における議会の要望事項を反映すること。

2 特別会計，企業会計，一部事務組合に関する事項

予算編成にあたっては，一般会計に準じて編成するものとするが，独立採算を基本として，安易に一般会計からの繰入金等に依存することのないよう，事業会計等としての認識を新たにし，経営の簡素合理化・効率化に努めるとともに，積極的に歳入の確保を図り，健全な運営に努めること。

3 財政査定の考え方

一般財源枠内での予算編成・査定の権限を各部長等へ移管したことに伴い，財政査定は次の項目について査定を行う。

- ・ 地方財政対策等，制度変更による修正
- ・ 予算編成方針からの逸脱，無理，無駄のチェック
- ・ 積算単価の妥当性チェック，庁内の整合性，統一化
- ・ 予算費目，計算誤りの修正
- ・ 不足資料の要求，追加
- ・ 伺済み方向決裁や施策方針に反する事務事業のチェック
- ・ 総合的，全体的予算調整

具体的な変更点と注意事項

1 編成方針変更点

(1) 枠配分方式

H17

歳入一般財源				
各部署枠配分	特別枠係金			
	政策枠	重点化枠	特殊要因	インセンティブ予算
	↓	↓	↓	↓
H16の肉付後 通常分の割合で按分	各部申請5件程度 単独課申請1件程度 採択の95%確保	市民参画協働事業 子育て支援事業 IT関連事業 採択の全額確保	義務的経費等 長期債務負担設定分 突出事業があれば 「政策枠」で要求	「創意工夫型」が対象 「結果型」は対象外 人件費・賃金・内部管理 経費は対象外

H18

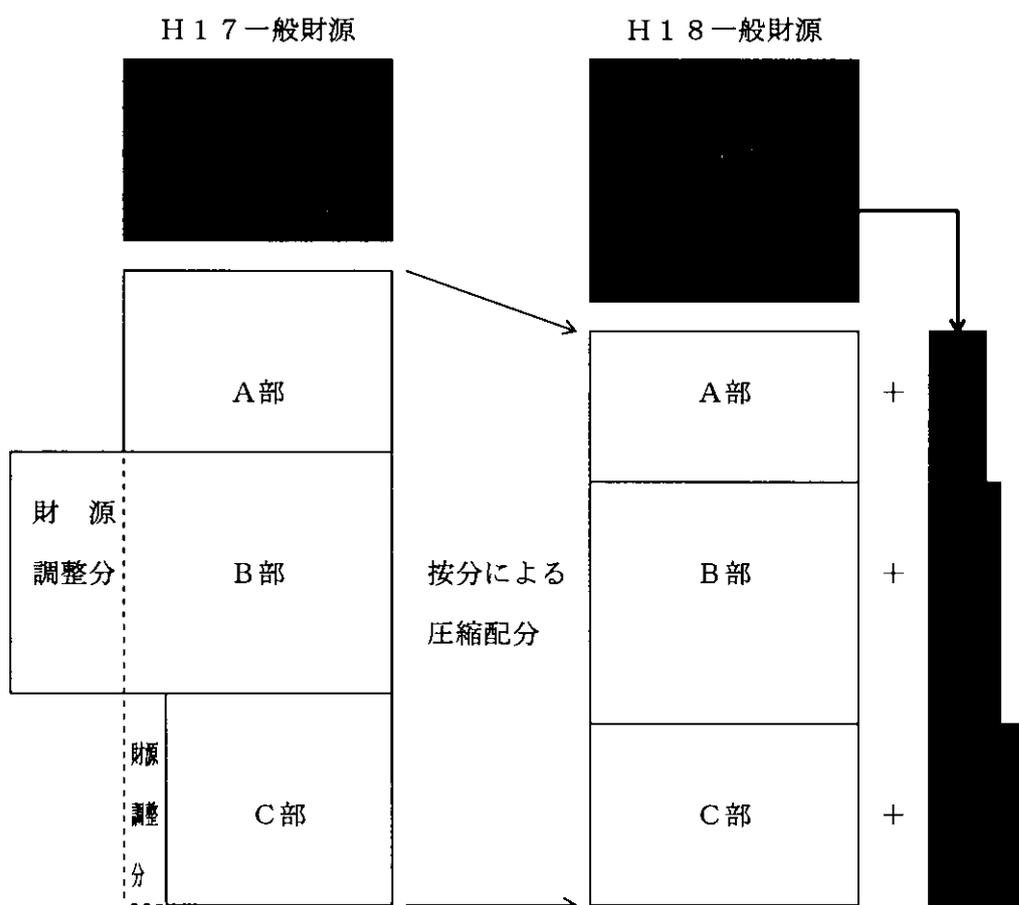
歳入一般財源				
各部署枠配分	特別枠係金			
	主要事業枠	政策重点化枠	特殊要因	調整枠
	↓	↓	↓	↓
H17当初予算 通常分の割合で按分	各部申請5件程度 単独課申請1件程度 採択の97%確保	市民参画協働事業 人口減対策事業 環境関連事業 事業評価A事業	義務的経費等 長期債務負担設定分	インセンティブ予算 H18反映分

財源調整を行う

- ・臨時職員賃金予算調整（職員課 → 各見積課）
- ・部間流用したもので仕事に移ったものは、流用したままとする
- ・一部組合負担金の笠岡市負担率に応じた加算措置

(2) 各部署への枠配分方法

- ① H17当初予算がベース，H18の一般財源から別枠確保分の一般財源を除く。
- ② さらに，残ったH17当初予算から前頁の財源調整を行う。
- ③ 上記②の部合計又は単独課合計により，①のH18一般財源を按分。
- ④ 按分したH18の一般財源にH18別枠確保分を加える。



※インセンティブ予算は，各見積課単位に配分すること。

(3) 特殊要因申請の留意点

- ① 特殊要因は別枠として全額確保されるので，扶助費法定分，保険給付費法定分は過大見積をしないこと。
- ② 一組会計，病院会計は，11月中に定年退職手当を直接，職員課に聞くこと。
- ③ 県営事業負担金は，県営事業の縮小傾向を考慮し年間所要額を推計すること。
- ④ 申請額は，一般会計支出分及び一般会計支出ベースである。

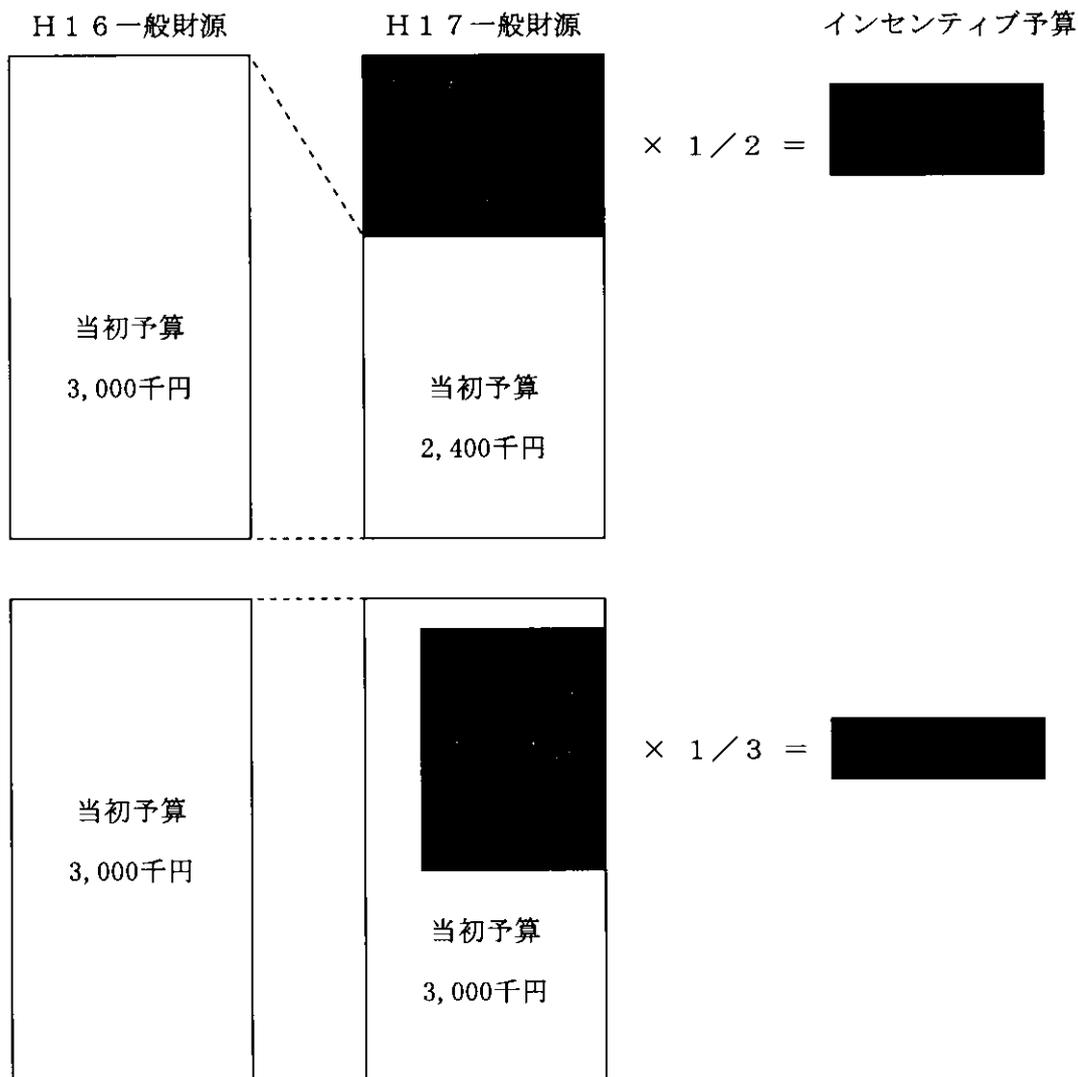
(4) インセンティブ予算の付与率

①H17当初予算での節減に対し2分の1。

理由：節減額がH18へ繰り越すときに、半分が財政調整基金へ移るため。

②H17の執行段階での節減に対し3分の1。

理由：当初予算で節減される前の一般財源を工面しなければならないため。



(5) インセンティブ予算申請の留意点

①創意工夫の努力が広く他課に及ぶものや、代わりに他課へ予算負担が発生するものは対象外である。さらに、平成16年度予算から枠配分方式を導入しており、人件費、賃金、内部管理経費の削減は必須となっていることから、これらの経費も対象外とする。

②創意工夫があれば歳入（特定財源のみ）も申請対象となる。

③特殊要因と同様、申請額は一般会計支出分及び一般会計支出ベースである。

④H17予算編成で「3分の1」を使ったら、H18予算編成での「2分の1」は使えない。

(6) 主要事業枠申請の留意点

- ①「平成17年度予算編成手法に対する意見等」を募集し、その中で政策的重点項目の財源措置の問題が指摘されている。その反省から、本来は「政策評価」を行うべきであるが、時間的な関係から今回の設定とした。今後は「政策評価」等のシステム構築に向けて協議をしていきたいと考えている。
- ②主要事業枠への採択及び件数は、庁議に諮り市長決定とする。
- ③確保される一般財源は、前年度実績見込額及び事業計画額の97%で低い方の額とする。

(7) 政策・重点化枠申請の留意点

- ①既に通知済みの事務事業評価記載要領等によること。
- ②政策・重点化枠一般財源総額は5,000万円以内とし、事業採択は事務事業評価を経て、市長決定とする。
- ③政策重点化の柱となる市民参画協働事業、人口減に対する事業、環境関連事業を優先的に採択したい。

(8) 政策的経費等削減調書の留意点

- ①枠配分の中で、やむを得ず削減する政策的経費等については、見積課で事前に関係団体・市民グループ等と十分協議を行って、予算要求をすること。
- ②市民サービス等への影響が大きいものを庁議に諮り市長決定し、事業復元を図ることとするが、その必要一般財源は、別枠確保されないので注意のこと。

(9) 歳入歳出予算要求の変更点

- ①職員課からの人件費明細等は、11月末に配付される。
- ②退職手当準備基金の繰入・予算積立は職員課が行う。利子積立は従来どおり財政課が行う。
- ③臨時職員賃金は、一般会計について、病休・産休・育休代員を除き、各部署の予算要求・措置に変更している。(H17から)ただし、病休・産休・育休代員でも補助事業等で算定しているものは従来どおり。
- ④消耗品等は部単位やフロア単位の一括管理とし、事業事務費以外は予算集中を図ること。
- ⑤繰越金の当初予算使用額は5,000万円とする。